

平成 31 年 3 月 1 日

法人等のお客さまの口座開設について

当金庫では、従来より犯罪収益移転防止法に基づきお客さまの取引時確認を適正に行っておりますが、特にお口座の開設に際しては国内の諸事情を踏まえ、以下のとおり、より厳格な事前確認を行うことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

当金庫において各種お口座の新規開設を希望される法人のお客さま

※団体預金などの開設を希望される場合を含みます。

2. 事前確認について

口座開設のご依頼の後、一定期間の猶予を頂いた上で、現在行っている、またはこれから行う予定の事業内容などについて確認させていただきます。

各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引をいただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。

3. 開始日

平成 31 年 3 月 11 日（月）

詳しくは口座開設を希望される最寄りの店舗でご確認ください。大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上